

ニュースレター第31号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第31号」を送付させていただきます。



盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

ようやく梅雨が明け、日ごとに暑さが加わってきました。夏バテしないよう水分補給等で体力を維持し、健やかに日々をお過ごし下さいませ。

未筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

ピックアップLAWNEWS

「歓送迎会後の交通事故で企業にも責任が生じる？」

今回の「ピックアップLAWNEWS」では、歓送迎会後に従業員が交通事故を起こした事案で、従来の裁判例や第一審・控訴審の判断を覆して労災の適用を認めた最高裁の判決をもとに、企業に生じうる責任とその対策について解説していきたいと思っております。

1.最判平成28年7月8日

●事案の概要

平成22年12月17日の夕方、福岡県京都郡にあるメッキ加工会社の営業部に所属する男性(事故当時34歳)が、業務を中断し、事業所外で行われていた研修生の歓送迎会に途中参加しました。

午後9時頃、歓送迎会が終了した後、被災男性は、車で事業場へ戻るついでに研修生を自宅へ送迎していました。

その道中、対向車線走行中の大型貨物自動車と衝突する交通事故に遭い、被災男性は頭部外傷により亡くなりました。

遺族の遺族補償給付等の請求に対し、行橋労働基準監督署長は、被災男性の死亡が「業務上の事由」に該当しないとして不支給の決定をしたため、遺族がその取消しを求めて訴訟を提起しました。



次のページに続きます▶▶



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

第一審、控訴審ともに、

- ①本件歓送迎会が研修生との親睦を深めることを目的とした従業員有志による私的な会合であること及び
- ②留学生の送迎は被災男性が任意に行ったこと等を理由に、「業務上の事由」に当たらないとして、遺族の訴えを退けました。

●最高裁の判断

これに対して、最高裁は、以下の事実からすれば、交通事故の際、被災男性は依然として会社の支配下にあったといえるとして、被災男性の死亡が「業務上の事由」に該当することを肯定し、遺族の訴えを認めました。

- | | |
|---|--|
| ① | 社長権限を代行する部長から、「今日が最後だから」と本件歓送迎会への参加を強く打診されたのに対し、翌日に迫った書面作成期限が延期されなかったこと |
| ② | 当該歓送迎会は、従前、部長の発案で行われ、従業員全員が参加し、費用が会社の福利厚生費から賄われ、研修生の自宅と歓送迎会会場との間の送迎は、会社所有の自動車により行われてきたこと |
| ③ | もともと研修生の送迎は部長により行われる予定であり、被災男性の戻る工場と留学生の自宅との位置関係からして、歓送迎会会場から工場への経路を大きく逸脱しないこと |

2.裁判所の判断傾向の変化

従来は、歓送迎会や懇親会後の交通事故等につき、あくまで私的な会合であるとして労災の適用が否定されやすい傾向にありました。

しかし、今回の最高裁判決では、

- ①歓送迎会に関する上司とのやりとり、
- ②従業員の費用負担の有無や会社所有の自動車の使用等、

事実関係を具体的に評価して、実質的に、従業員が事業主の支配下にあるといえるかが判断されています。



次のページに続きます▶▶

3.従業員が加害者になった場合の会社の責任

今回は問題になっていませんが、仮に、同様の事案で、従業員が起こした交通事故で相手方が怪我を負った場合、**会社の使用者責任が問われる可能性があります（民法715条1項）**。

すなわち、従業員が、会社の「業務」の一環として、自動車を運転している以上、従業員の起こした交通事故の損害につき、被害者から会社に対して責任追及がなされることとなります。

金銭的な賠償については保険を利用するとしても、**保険料の増額や会社が訴えられること自体の不利益（風評被害や裁判にかかる時間や労力）**など、事前の対策で使用者責任のリスクを回避する必要があります。

4.対策

今回のような事案で、使用者責任のリスクを回避するためには次のような対策が考えられます。

- ①従業員に歓送迎会への参加を強制しない
- ②参加費については、会社ではなく従業員の負担とする
- ③送迎にあたっては、会社所有の自動車を使用しない

①や②については、事実上対策が難しいかもしれませんが、最低限③については、早急に対策をとるべきではないでしょうか。

（文責：弁護士 神田昂一）



✿事務所見学・質問会✿

先月、他事務所にお邪魔して、見学をさせていただく機会があり、他の事務所の弁護士・スタッフの方々と交流できる機会は非常に貴重ですので、有意義な時間になりたいと前々からスタッフ一同考えており、質問したいこと等を事前に準備して臨みました。

スタッフと弁護士が各々行っている業務内容や管理方法等、色々な点において異なる点があることに気付くと同時にそれぞれの事務所の良さがあるということも分かりました。

学び今後活かせる部分は素直に吸収して活かし、発展につなげていきたいと考えております。

編集後記

ここ数年花火を見に行っていないので、久しぶりに花火を見に行こうと思っています。
また、先日は、いつもの食料品の買い物のついでに、花火を買いました！皆さんはどんな花火が好きですか？
皆さんも、花火を見たり楽しんだりして、夏を満喫してください！
(編集 北原)